

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年7月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）(受) 第 2100234 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）(厚) 第 2200021 号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における平成3年8月1日から同年11月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年8月及び同年9月の標準報酬月額については10万4,000円から24万円、同年10月の標準報酬月額については10万4,000円から22万円とする。

平成3年8月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年11月30日から平成4年3月21日に訂正し、平成3年11月から平成4年2月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成3年11月30日から平成4年3月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から平成4年4月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録によると、A社における当該期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されている。調査の上、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の記録によると、A社に係る資格喪失年月日が平成3年11月30日となっているが、私は、当該期間においても同社に継続して勤務していた。調査の上、平成4年4月1日をA社の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は24万円、同年10月は22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年1月16日（現在は、平成4年6月16日。）より後の同年8月26日付で、平成3年10月1日の定時決定の記録が取り消された上で、同年8月1日に遡って10万4,000円とする減額処理が行われており、請求者のほかに多数の被保険者についても、同様に遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

また、A社の元代表取締役及び複数の元従業員は、平成3年及び平成4年当時、同社の経営状況が悪く、給与の遅配があり、社会保険料の滞納があった旨回答又は陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年8月26日付で行われた減額処理は事実に即したものとは考え難く、平成3年8月1日に遡って、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由がないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額（平成3年8月及び同年9月は24万円、同年10月は22万円）に訂正することが必要である。

2 請求期間②のうち、平成3年11月30日から平成4年3月21日までの期間について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は、当初、平成4年3月21日と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなり同年1月16日より後の同年6月8日付で、遡って平成3年11月30日に訂正されていることが確認できる上、請求者のほかに多数の被保険者についても、平成4年6月8日付で、同様に遡って資格喪失年月日が平成3年11月30日に訂正されていることが確認できる。

さらに、A社は、上記のとおり、平成4年1月16日に適用事業所ではなくっているが、商業登記簿謄本により、同社の解散日である平成14年12月3日までは法人事業所であることが確認できることから、同社は、請求期間②のうち、平成4年1月16日から同年3月21日までの期間においても、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

加えて、A社の元代表取締役及び複数の元従業員は、平成3年及び平成4年当時、同社の経営状況が悪く、給与の遅配があり、社会保険料の滞納があった旨回答又は陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年6月8日付で行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者の厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を、同年3月21日から平成3年11月30日に訂正処理を行う合理的な理由はないことから、当該喪失処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は、雇用保険の加入記録及び当該訂正処理前の資格喪失年月日から平成4年3月21日であると認められる。

また、請求者の平成3年11月から平成4年2月までの標準報酬月額については、上記訂正処理前の厚生年金保険の記録から、22万円とすることが必要である。

3 一方、請求期間②のうち、平成4年3月21日から同年4月1日までの期間について、請求者は、A社と類似する会社名から同年4月30日の振込が確認できるため、当該期間にも同社に勤務していたとし、そのことを証明する資料として預金通帳を提出しているところ、同社の元代表取締役は、給与支給の担当者は経理部長であったため、当該振込については分からぬ旨陳述している上、オンライン記録によると、請求期間当時の経理部長は既に亡くなっていることが確認できるため照会することはできないことから、当該振込が当該期間に係る報酬であるか否かを確認することができない。

また、A社における請求者の平成4年3月21日から同年4月1日までの期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、オンライン記録により、同社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が判明した複数の元従業員に照会したもの、請求者の具体的な在籍期間までは明確にならなかったことから、請求者の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、A社の元代表取締役及び複数の元取締役に照会したものの、回答があった元代表取締役は、請求者の在籍期間及び請求期間②に係る厚生年金保険料の控除については、資料がないため不明である旨回答していることから、請求者の平成4年3月21日から同年4月1日までの期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の平成4年3月21日から同年4月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②のうち、平成4年3月21日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。